

令和 2 年第 10 回

多治見市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和2年10月28日（水）午後2時

2 場 所 多治見市役所 5階第1委員会室

3 会議に付した議案

議案番号	議 案 件 名	件数
議第26号	農地法第3条申請における公売・競売適格者証明願について	1件
議第27号	基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）について	27件
議第28号	農地中間管理事業法第18条7項（農用地利用集積計画の公告）について	27件
議第29号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について	1件
報第18号	農地法第18条第5項及び同法施行規則第68条の規定による通知に関する専決受理の報告について	17件
報第19号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について	9件

4 本日の議長 加納 洋一

5 出席委員の氏名

議席番号	委 員 氏 名	備 考
1	玉木 芳幸	
2	長江 あさみ	
3	山内 晃三	
4	伊藤 明石	
5	市原 勝美	
6	坂崎 寛治	
7	右高 一朋	
8	若尾 武彦	
9	河地 友次	

10	鈴木 隆	
11	富田 良一	
12	若尾 茂	
13	久野 孝好	
14	加納 洋一	
15	梶田 達行	
16	東 一二美	
17	日比野 敏夫	欠席

議長 ただいまより、令和2年第10回農業委員会総会を開会する。

本日は、17番日比野敏夫委員から欠席の連絡を受けているので、17名中16名の出席。従って、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により過半数の出席があるので、本委員会総会が成立する。

議長 次に、多治見市農業委員会会議規則第9条第1項による議事録署名委員を、議長から指名してよろしいか。

(異議なし)

議長 それでは、8番 若尾 武彦 委員、9番 河地 友次 委員の両名を議事録署名委員に指名する。

議長 本日の議題に入る。議第26号「農地法第3条申請における公売・競売適格者証明願について」を上程する。議第26号について事務局より説明願う。

事務局 申請人、■■■■市■■■町■■丁目■■■番地、■■■■。申請地は市之倉町11丁目■■番、田、866㎡、■■番、畑、1,352㎡、計2,218㎡。所有者は■■■■、■■■■、各1/2所有。申請人の現在の経営地は0㎡、所有できた場合は畑として耕作し、ウコンや一般野菜などを栽培。一部は山林化しているので、開墾が可能な場合は柿、栗などを植樹する予定。入札は11月5日から12日、落札決定は翌年1月14日予定。申請人が落札した場合は、改めて3条申請を行う。

議長 それでは議第26号について、地元委員から意見があれば発言願う。

7 番 申請人は経営地 0 m²となっているが、■町などの農地以外で 30 年ほど畑作を行っている。軽トラック 1 台、耕運機 2 台所有。今回の申請地は傾斜地で進入路も狭く良いところではなく、イノシシが出て檻が置いてある。耕作者がいるようだ。日照も少ないが、水路があり水は取れる。条件はよくないが、申請人が申し出されることには異論はない。

議長 他に発言はないか。他に発言がないので、議第 26 号について採決を行う。議第 26 号について、賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第 26 号は承認することに決定する。

議長 次に、議第 27 号「基盤強化法第 19 条による農地中間管理権の取得(農用地利用集積計画の公告)について」を上程する。議第 27 号について事務局より説明願う。

事務局 基盤強化法による農地利利用集積計画の審議を求めるもの。

申請 27 件、58 筆、59,792 m²。全て使用貸借による申請。

申請番号 1 使用貸人、■■■都■■■区■■■■■■丁目■■■番地の■■■、■■■■■。使用借人、岐阜市藪田南 5 丁目 14 番地の 12、一般社団法人岐阜県農畜産公社。土地は北小木町浜井場■■■番、田、農振農用地、67 m²、■■■番、田、農振農用地、482 m²、■■■番、田、農振農用地、658 m²、■■■番、田、農振農用地、1,158 m²、打越■■■番、田、農振農用地、1,551 m²、計 3,916 m²。

以下全て使用借人は同じのため省略。

申請番号 2 使用貸人、■■■市■■■町■■■丁目■■■番地、■■■■■。土地は北小木町欠下■■■番、田、農振農用地、1,730 m²。

申請番号 3 使用貸人、■■■市■■■町■■■番地、■■■■■。土地は北小木町向田■■■番、田、農振農用地、982 m²、■■■番、田、農振農用地、1,412 m²、計 2,394 m²。

申請番号 4 使用貸人、■■■市■■■町■■■丁目■■■番地の■■■、■■■■■。土地は北小木町浜井場■■■番、田、農振農用地、1,482 m²、一ノ洞■■■番、田、農振農用地、1,190 m²、向田■■■番、田、農振農用地、1,142 m²、計 3,814 m²。

申請番号 5 使用貸人、■■■市■■■■■■番地■、■■■■■。土地は北小木町小松針■■■番、田、農振農用地、1,379 m²、向田■■■番、田、農振農用地、1,118 m²、天堤■■■番、田、農振農用地、800 m²、計 3,297 m²。

申請番号 6 使用貸人、■■■市■■■■■■丁目■■番地、■■■■■。土地は北小木町打越■■■番、田、農振農用地、527 m²。

申請番号 7 使用貸人、■■■市■■町■■丁目■■番地、■■■■■。土地は北小木町天堤■■■番、田、農振農用地、693 m²。

申請番号 8 使用貸人、■■■市■■■■■■丁目■■番地の■、■■■■■。土地は北小木町浜井場■■■番、田、農振農用地、1,341 m²、■■■番、田、農振農用地、1,608 m²、神明洞■■■番、田、農振農用地、1,282 m²、計 4,231 m²。

申請番号 9 使用貸人、■■■市■■町■■丁目■■番地、■■■■■。土地は北小木町小松針■■■番、田、農振農用地、416 m²、■■■番、田、農振農用地、811 m²、計 1,227 m²。

申請番号 10 使用貸人、■■■市■■■■町■■■番地、■■■■■。土地は北小木町一ノ洞■■■番、田、農振農用地、522 m²、■■■番、田、農振農用地、1,528 m²、打越■■■番、田、農振農用地、1,450 m²、計 3,500 m²。

申請番号 11 使用貸人、■■■市■■■■■■番地、■■■■■。土地は北小木町一ノ洞■■■番、田、農振農用地、786 m²。

申請番号 12 使用貸人、■■■市■■町■■丁目■番地の■■、■■■■■。土地は北小木町萱原■■■番、田、農振農用地、1,725 m²、彦四郎■■■番、田、農振農用地、803 m²、■■■番、田、農振農用地、1,378 m²、計 3,906 m²。

申請番号 13 使用貸人、■■■市■■町■■丁目■■番地、■■■■■。土地は北小木町浜井場■■■番、田、農振農用地、767 m²、■■■番、田、農振農用地、347 m²、計 1,114 m²。

申請番号 14 使用貸人、■■■市■■■■町■■■番地、■■■■■。土地は北小木町宮下■■■番、田、農振農用地、622 m²、■■■番、田、農振農用地、226 m²、計 848 m²。

申請番号 15 使用貸人、■■■市■■町■■■■番地の■、■■■■■。土地は北小木町浜井場■■■番、田、農振農用地、177 m²。

申請番号 16 使用貸人、■■■市■■町■■丁目■■番地、■■■■■。土地は北小木町宮下■■■番、田、農振農用地、1,117 m²、向田■■■番、田、農振農用地、1,183 m²、計 2,300 m²。

申請番号 17 使用貸人、■■■■市■■町■■丁目■■番地、■■■■■■■。土地は北小木町大上■■■■番、田、農振農用地、500 m²。

申請番号 18 使用貸人、■■■■市■■町■■丁目■■番地の■■■、■■■■■■■。土地は北小木町大上■■■■番、田、農振農用地、781 m²、■■■■番、田、農振農用地、1,301 m²、計 2,082 m²。

申請番号 19 使用貸人、■■■■市■■■■町■■■■番地の■■■、■■■■■■■。土地は北小木町浜井場■■■■番、田、農振農用地、1,377 m²、一ノ洞■■■■番、田、農振農用地、1,682 m²、計 3,059 m²。

申請番号 20 使用貸人、■■■■市■■町■■丁目■■番地、■■■■■■■。土地は北小木町持田■■■■番、田、農振農用地、1,202 m²、金剛岩■■■■番、田、農振農用地、1,454 m²、向田■■■■番、田、農振農用地、992 m²、計 3,648 m²。

申請番号 21 使用貸人、■■■■市■■■■町■■■■番地、■■■■■■■。土地は北小木町神明洞■■■■番、田、農振農用地、900 m²、■■■■番、田、農振農用地、795 m²、計 1,695 m²。

申請番号 22 使用貸人、■■市■■町■■■■■■■■番地の■■■、■■■■■■■。土地は北小木町大上■■■■番、田、現況畑、農振農用地、809 m²、向田■■■■番、田、農振農用地、1,357 m²、計 2,166 m²。

申請番号 23 使用貸人、■■市■■■■■■■■町■■丁目■■番地の■■■、■■■■■■■。土地は北小木町浜井場■■■■番、田、農振農用地、1,120 m²、金剛岩■■■■番、田、農振農用地、1,049 m²、計 2,169 m²。

申請番号 24 使用貸人、■■■■市■■■■町■■丁目■■番地の■■■、■■■■■■■。土地は北小木町金剛岩■■■■番、田、農振農用地、2,152 m²、宮下■■■■番、田、農振農用地、1,078 m²、計 3,230 m²。

申請番号 25 使用貸人、■■■■市■■■■町■■■■番地の■■■、■■■■■■■。土地は北小木町萱原■■■■番、田、農振農用地、1,279 m²、打越■■■■番、田、農振農用地、918 m²、天堤■■■■番、田、農振農用地、865 m²、計 3,062 m²。

申請番号 26 使用貸人、■■■■市■■■■町■■■■番地、■■■■■■■。土地は北小木町持田■■■■番、田、農振農用地、460 m²、打越■■■■番、田、農振農用地、1,434 m²、天堤■■■■番、田、農振農用地、1,042 m²、計 2,936 m²。

申請番号 27 使用貸人、■■■■市■■■■町■■丁目■■番地、■■■■■■■。土地は北小木町小松針■■■■番、畑、農振農用地、785 m²。

これらの貸付期間は、令和 2 年 12 月 29 日から令和 12 年 12 月 28 日までの 10 年間になる。

議長 それでは議第 27 号について、地元委員から意見があれば発言願う。

1 番 現地については農地パトロールで見えており、前農業委員の林さんから事前に聞いていた。借りるのは北小木の法人と聞いていたが、これは一旦農畜産公社が借りて、それを北小木の法人に貸すということによいか。

事務局 その通り。農地中間管理機構の制度を利用して、岐阜県農畜産公社が借り受け、それを今月設立した農事組合法人北小木営農に貸すもの。

1 番 賃料や税金はどうなるのか。

事務局 使用貸借で行うため、賃料はない。固定資産税は使用貸人の所有者が負担し、最終的に借り受けた北小木営農が農地を 10 年間管理していくこととなる。

10 番 何を作るか決まってはいるようだった。一方で荒れている農地もあった。

議長 栽培する品目は決まっているか。

事務局 ほぼ水稻であり、一部で自然薯やレンコン、にんにくを栽培している。新たに借受ける農地については、まず整備して土地に適した作物をつくる予定。

7 番 以前北小木の営農が借りていたときは、所有者から直接借りていた。甘原ええのおがこの形か。今は農畜産公社をはさまないといけないか。

事務局 基本的に農地中間管理事業を利用する場合は、必ず間に入る。甘原もその形で行っている。

7 番 農地がばらけているが、北小木営農は耕地整理を行うのか。

事務局 耕地整理を行うものではない。

7 番 北小木営農が法人化にして、所有者が農地を貸すメリットは。

事務局 今までは個人で利用権設定をしていた。機械化営農組合はあったが個人が集まった任意組織のため、契約者となれなかった。今回高齢化や担い手、後継者不足の中、どのように農地を守っていくかを協議した結果、法人化をして農機具購入の補助を受けられるような組織にすることを決めた。農振農用地が 8 haあるこの地区の約 7 割の 6 haを集積することとなる。1,672 千円ほどの地域集積協力金を農地中間管理機構から受け、これを活動資金として運営していく。この法人は 9 名で立ち上げ、昨年 6 月から 1 年以上検討し、10 月に発足した。

7 番 協力金は毎回もらえるものか。

事務局 1 回だけ受け取ることができる。

7 番 中山間地の補助は受けられないのか。

事務局 中山間直接支払交付金を来年度受ける予定である。また、法人化した年と翌年に農機具を購入した場合、上限 500 万円の 1/2 補助を受けることができるため、これでトラクターなどを更新する予定である。

6 番 以前の任意組織のメンバーが、そのまま法人化のメンバーか。

事務局 基本は前に行っていた主要メンバーが引き継ぎ、今後新しい方を受け入れることを考えていく。

12 番 現在のメンバーで 10 年間行っていける計画があるか。

事務局 思いはあり、その予定である。個人で権利設定を行っていたら、後継者がなく、いずれ荒れるため、法人化により担い手を雇うなどして農地を守っていく。

12 番 米の価格も安くなり、荒廃農地が増えていく中でいい方法だと思うが、やっていけるかが心配で質問した。

16 番 所有者が相続され、その方が第三者に売りたいとなった場合は、どうなるのか。

事務局 解約もできるが、農振農用地なので農業を引き継ぐ方に限られる。

7 番 所有者は 10 年契約として承諾していることになるのか。

事務局 その通りで、10 年後の更新時には再度承諾が必要になる。

議長 今回の契約を相続人が引き継ぐこととなる。この案件は、新しい農業経営手法になる。以前は任意の組合であったが、今回法的な組合として補助等を受けながら北小木の集落を守りたい方々が設立し、10 年間耕作を行うものである。所有者が県の公社に貸し出し、県の公社が法人に貸し付ける、ワンステップ踏んだものである。

議長 他に発言はないか。他に発言がないので、議第 27 号について採決を行う。議第 27 号について、賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第 27 号は承認することに決定する。

議長 次に、議第 28 号「農地中間管理事業法第 18 条 7 項（農用地利用集積計画の公告）について」を上程する。議第 28 号について事務局より説明願う。

事務局 議第 27 号に関連。内容については、元の所有者から農地中間管理機構の一般社団法人岐阜県農畜産公社が借り受けた農地を、農事組合法人北小木営農に貸し付けるもの。内容については、議第 27 号と全く同じであるため、説明は省略する。27 件の申請者から 58 筆、59,792 m²の農地の貸し付けとなる。

議長 それでは議第 28 号について、意見があれば発言願う。

議長 発言がないので、議第 28 号について採決を行う。議第 28 号について、賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第 28 号は承認することに決定する。

議長 次に、議第 29 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を上程する。議第 29 号について事務局より説明願う。

事務局 1 件

申請番号 1 使用貸借。使用貸人、■■■■市■■■町■■丁目■■番地の■■、■■■■■。使用借人、■■■■市■■■町■■丁目■■番地の■■、■■■■■、■■■■■。土地は大原町 3 丁目■■番地■■、畑、313 m²。転用目的は自己住宅。

議長 それでは議第 29 号について、地元委員から意見があれば発言願う。

6 番 使用貸人の娘が使用借人で、現在申請地に隣接するアパートに居住。隣のアパートに許可が出ている。親族であるし、この辺りは宅地化しても問題はない。

議長 他に発言はないか。他に発言がないので、議第 29 号について採決を行う。議第 29 号について、賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第 29 号は承認することに決定する。

議長 次に報告事案に入る。報第 18 号「農地法第 18 条第 5 項及び同法施行規則第 68 条の規定による通知に関する専決受理の報告について」を上程する。報第 18 号について説明願う。

事務局 申請 17 件すべて議第 27 号、第 28 号の北小木の案件に関連。これまで基盤強化法によって個人に利用権設定していたものを解約して、農地中間管理機構による契約に変更するもの。

申請番号 1 貸付人、■■■■市■■■町■■丁目■■番地の■■、■■■■。借受人、■■■■市■■■■町■■■■番地、■■■■。土地は北小木町浜井場■■■■番、田、農振農用地、1,482 m²、一ノ洞■■■■番、田、農振農用地、1,190 m²、向田■■■■番、田、農振農用地、1,142 m²、計 3,814 m²。令和 2 年 7 月 9 日に合意解約。解約事由は法人化した新たな受け手へ集積するため。以下解約日及び解約理由は同一。

申請番号 2 貸付人、■■■■市■■■町■■丁目■■番地、■■■■。借受人、■■■■市■■■■町■■■■番地、■■■■。土地は北小木町天堤■■■■番、田、農振農用地、693 m²。

申請番号 3 貸付人、■■■■市■■■■町■■■■丁目■■番地の■■、■■■■。借受人、■■■■市■■■■町■■■■番地、■■■■。土地は北小木町浜井場■■■■番、田、農振農用地、1,341 m²、■■■■番、田、農振農用地、1,608 m²、神明洞■■■■番、田、農振農用地、1,282 m²、計 4,231 m²。

申請番号 4 貸付人、■■■■市■■■■町■■■■番地、■■■■。借受人、■■■■市■■■■町■■■■番地、■■■■。土地は北小木町一ノ洞■■■■番、田、農振農用地、522 m²、■■■■番、田、農振農用地、1,528 m²、打越■■■■番、田、農振農用地、1,450 m²、計 3,500 m²。

申請番号 5 貸付人、■■■■市■■町■■丁目■■番地の■■、■■■■。借受人、■■■■市■■■■町■■■■番地、■■■■。土地は北小木町萱原■■■■番、田、農振農用地、1,725 m²、彦四郎■■■■番、田、農振農用地、803 m²、■■■■番、田、農振農用地、1,378 m²、計 3,906 m²。

申請番号 6 貸付人、■■■市■■■■■■■■番地■■、■■■■。借受人、■■■■市■■■■町■■■■番地、■■■■。土地は北小木町小松針■■■■番、田、農振農用地、1,379 m²、向田■■■■番、田、農振農用地、1,118 m²、天堤■■■■番、田、農振農用地、800 m²、計 3,297 m²。

申請番号 7 貸付人、■■■■市■■■町■■丁目■■番地、■■■■。借受人、■■■■市■■■■町■■■■番地、■■■■。土地は北小木町浜井場■■■■番、田、農振農用地、767 m²、■■■■番、田、農振農用地、347 m²、計 1,114 m²。

申請番号 8 貸付人、■■■■市■■■■町■■■■番地、■■■■。借受人、■■■■市■■■■町■■■■番地、■■■■。土地は北小木町宮下■■■■番、田、農振農用地、622 m²、■■■■番、田、農振農用地、226 m²、計 848 m²。

申請番号 9 貸付人、■■■■市■■町■■丁目■■番地、■■■■。借受人、■■■■市■■■■町■■■■番地、■■■■。土地は北小木町宮下■■■■番、田、農振農用地、1,117 m²、向田■■■■番、田、農振農用地、1,183

m²、計 2,300 m²。

申請番号 10 貸付人、■■■■市■■■■町■■■■番地、■■■■■■。借受人、■■■■市■■■■町■■■■番地、■■■■。土地は北小木町向田■■■■番、田、農振農用地、982 m²、■■■■番、田、農振農用地、1,412 m²、計 2,394 m²。

申請番号 11 貸付人、■■■■市■■町■■丁目■■番地、■■■■■■。借受人、■■■■市■■■■町■■■■番地、■■■■■■。土地は北小木町大上■■■■番、田、農振農用地、500 m²。

申請番号 12 貸付人、■■■■市■■■■町■■丁目■■番地の■■、■■■■■■。借受人、■■■■市■■■■町■■■■番地、■■■■■■。土地は北小木町大上■■■■番、田、農振農用地、781 m²、■■■■番、田、農振農用地、1,301 m²、計 2,082 m²。

申請番号 13 貸付人、■■■■市■■■■町■■■■番地の■■、■■■■■■。借受人、■■■■市■■■■町■■■■番地、■■■■■■。土地は北小木町浜井場■■■■番、田、農振農用地、1,377 m²、一ノ洞■■■■番、田、農振農用地、1,682 m²、計 3,059 m²。

申請番号 14 貸付人、■■■■市■■■■町■■丁目■■番地の■■、■■■■■■。借受人、■■■■市■■■■町■■■■番地、■■■■■■。土地は北小木町持田■■■■番、田、農振農用地、1,202 m²、金剛岩■■■■番、田、農振農用地、1,454 m²、向田■■■■番、田、農振農用地、992 m²、計 3,648 m²。

申請番号 15 貸付人、■■市■■町■■■■■■■■番地の■■、■■■■■■。借受人、■■■■市■■■■町■■■■番地、■■■■■■。土地は北小木町向田■■■■番、田、農振農用地、1,357 m²。

申請番号 16 貸付人、■■■■市■■町■■■■丁目■■番地、■■■■■■外 2 名。借受人、■■■■市■■■■町■■■■番地、■■■■■■。土地は北小木町浜井場■■■■番、田、農振農用地、1,120 m²。

申請番号 17 貸付人、■■■■市■■■■町■■■■番地の■■、■■■■■■。借受人、■■■■市■■■■町■■■■番地、■■■■■■。土地は北小木町萱原■■■■番、田、農振農用地、1,279 m²、打越■■■■番、田、農振農用地、918 m²、天堤■■■■番、田、農振農用地、865 m²、計 3,062 m²。

以上、17 件の利用権設定を解約する。この案件の借受人 4 名は、新法人の中心となって管理していく。

議長 報告第 18 号は専決事項のため議決事項ではないが、発言があれば挙手願う。

議長 発言がないので報第 18 号の報告を終了する。

議長 次に報第 19 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」を上程する。報第 19 号について説明願う。

事務局 9 件

申請番号 1 所有権移転。譲渡人、■■■■市■■■町■■丁目■■■番地の■■、■■■■■。譲受人、多治見市金岡町 3 丁目 40 番地の 1, 株式会社サグチ不動産。土地は喜多町 1 丁目■■■番■■、畑、現況雑種地、17 m²。転用目的は駐車場。既に物置があるため、始末書提出。

申請番号 2 所有権移転。譲渡人、■■■■市■■■町■■丁目■■■番地、■■■■■。譲受人、■■■■市■■■町■■丁目■■■番地の■■、■■■■■。土地は大原町 1 丁目■■■番■■、畑、326 m²。転用目的は一般個人住宅の建築。昭和 52 年に露店駐車場として 5 条許可あり。

申請番号 3 所有権移転。譲渡人、■■■■市■■■町■■■■■番地、■■■■■。譲受人、多治見市宝町 10 丁目 72 番地の 3、ひかりハウジング株式会社。土地は笠原町権現■■■■■番■■■■■、畑、107 m²、■■■■■番■■■■■、畑、378 m²、■■■■■番■■■■■、畑、53 m²。転用目的は宅地分譲。3 棟建築予定。

申請番号 4 所有権移転。譲渡人、■■■■市■■■町■■丁目■■■番地、■■■■■。譲受人、■■■■市■■■町■■丁目■■■番地、■■■■■。土地は根本町 2 丁目■■■番、畑、現況雑種地、105 m²。転用目的は庭の一部及び家庭菜園等。以前に家があったが今はなく、隣接する譲受人の申出で転用となった。

申請番号 5 所有権移転。譲渡人、■■■■市■■■町■■■■■番地の■■、■■■■■。譲受人、東京都練馬区石神井町 2 丁目 26 番地の 11、一建設株式会社。土地は笠原町寺浦■■■■番■■、田、594 m²。転用目的は建売住宅の建築。3 棟ほど建築予定。

申請番号 6 所有権移転。譲渡人、■■■■市■■■町■■丁目■■■番地、■■■■■。譲受人、■■■■市■■■町■■丁目■■■番地、■■■■■。土地は根本町 2 丁目■■■■番■■畑、現況宅地、38 m²。転用目的は自己住宅。一体的に利用。

申請番号 7 所有権移転。譲渡人、多治見市金岡町 3 丁目 40 番地の 1, 株式会社サグチ不動産。譲受人、■■■■市■■■町■■丁目■■■番地、■■■■■。土地は赤坂町 2 丁目■■番、田、現況畑、155 m²。転用目的は

自己住宅。令和 2 年 8 月に建売住宅建築として 5 条届出あり。
申請番号 8 所有権移転。譲渡人、■■市■■町■■■■番地の■、■■■■外 1 名。譲受人、多治見市笠原町中崎 1987 番地の 3、岐阜県窯業原料協同組合。土地は笠原町中崎■■■■番の■部、田、974 m²のうち 78.68 m²。転用目的は駐車場。譲受人の隣接地として一体化利用。
申請番号 9 所有権移転。譲渡人、■■県■■市■■■■■■■■■■■■■■■■■■番地の■■、■■■■■■。譲受人、土岐市泉西原町 1 丁目 4 番地の 1、愛岐木材住建株式会社。土地は太平町 2 丁目■■番■、田、現況畑、282 m²。転用目的は宅地造成販売。物置があるため始末書提出。

議長 報告第 19 号は専決事項のため議決事項ではないが、発言があれば挙手願う。

6 番 申請番号 2 について。生活排水を県道側溝へ流すみたいだが、下水へ流すことでよいか。

事務局 記載誤りであり、下水へ流すことでよい。

15 番 申請番号 9 について。この地番は農地パトロールになかったが、どうしてか。

事務局 確認しておく。

議長 調べて回答しておいてほしい。他に発言はないか。他に発言がないので報第 19 号の報告を終了する。

その他議案以外で意見があれば挙手願う。

12 番 田で藁などを焼く野焼きは法律で認められていると聞いているが、遊休農地の草処理を行ったら、警察が来た。今でも野焼きはできるのか。

5 番 以前は良かったが、今はよく通報されるので、消防署に届出をしておく必要がある。あと洗濯物に臭いがつくなど、近所に迷惑がかかる状態だと注意が来る。

8 番 先週藁を焼いて、消火を確認してから家に戻ったが、匿名の通報で消防が

来て、始末書を書かされた。

6 番 通常の焚火はだめ。営農上やむを得ない焼却は法律の例外規定がある。

7 番 以前、野焼きをしていると警察官が来たが、「やめよ」とは言わず「苦情が来ているので、できるだけ煙が出ないように」と言われ、始末書は書かなかった。通報者があると警察や消防が確認に来るので、野焼きをするときは気を付けて行う。事前に消防に消火の準備をして行うことを報告しておくのもよい。

6 番 どんど焼きなど慣例的なものは認められているが、生活ごみを混ぜて焼くことはできない。

7 番 警察や消防でも、野焼きを認められているものと、そうでないものがわかっていない人がいる。

5 番 よそで苦情があれば、注意した方がいい。電話通報でも消防に一報入れておくと事前準備の指示はあるが、ダメとは言わない。

議長 もみがらを燃やして炭にすると酸っぱいにおいがするので、気を付けて行っている。

12 番 始末書は「これからやりません」を示すものか。

5 番 「顛末書」と言われた。「今後迷惑をかけません。」の内容で提出した。

12 番 野焼きで環境課からも来たことがある。いずれにしても、周囲、特に新しい住民には気を付けて行うしかない。

議長 他に発言はないか。発言がなければ本日の議案については以上をもって終了する。その他、事務局で連絡事項等あれば発言願う。

事務局 次回の総会開催日は、11 月 25 日水曜日の午後 2 時から。場所は本庁舎 4 階会議室にて開催。

以上。

(閉会 午後 3 時 30 分)

事 務 局

事務局長	岩田	卓也
課長代理	柳生	芳憲
総括主査	吉田	寛
主 査	安保	博之
主 査	玉山	永恵

令和 2 年 10 月 28 日

議事録署名

8 番

9 番

議長